

余談になりますが、東京消防庁は、消防組織法が施行された昭和23年3月には「東京消防本部」として発足しましたが、同年5月に「東京消防庁」に改称しています。その経緯としては、「東京消防本部」が発足したものの、日本の占領政策にあたっていたGHQが「消防の組織及びその長の名称は警察と同一にすることが民主的である。」という考え方を示し、それを踏まえ、東京都が再検討したうえで、改称に至ったようです。

当局の名称を変更するならば、このような歴史的背景なども踏まえ、国や関係機関等と調整を重ねることが必要になるのではと考えています。

その他の変更点

さて、前述の「議会」については、消防関係条例の制定など消防の所管事項を審査する場が、

大阪市議会から大阪府議会に変更されます。東京都に倣うならば、消防は、現在の大阪府議会の「警察常任委員会」で審査されることが想定されますが、その場合、大阪府全域を管轄する警察と、現状では特別区だけを管轄する消防が同一の場で審査されるといった、少々アンバランスな状況が生まれてしまうことになりそうです。

その他にも、消防組織法第10条では、消防署の管轄区域を条例で定めることが規定されていますが、現在は、一行政区に一消防署を設置している（水上消防署を除く）ため、行政区廃止に伴い、適正な消防署数の検討が必要になってきます。また、消防本部の組織についても、大阪府組織に消防部局が設置されることに伴い、都道府県の消防事務を所管する危機管理室と事務の

棲み分けも調整しなければなりません。住民投票が賛成多数となったならば、これらの項目のほかにも、速やかな検討・調整が必要なものは多数ありますが、いずれにせよ現有の消防力を低下させず、住民サービスを維持向上させていくことが大前提と考えています。

今後の法定協議会の議論や住民投票の結果にもよりますが、現時点では確定したことは述べられませんが、今月お伝えできる当局の体制変更については、以上になります。

連載の最終回となる来月号では、皆さんが最も気にされていると思われる、私たち消防職員の身分関係がどうなるかについて、紹介していきたいと思っております。

それでは、また来月号でお会いしましょう！

今月のまとめ

～大阪府に組織が移管された場合～

- ・消防本部の名称を大阪府条例で規定
- ・その条例案など消防の所管事項の審議は、大阪府議会で実施
- ・消防署の管轄区域、消防本部内の組織などは、今後の要検討項目

